

令和3年11月25日

会館ご利用の皆様

栃木県教育会館

新型コロナウイルス感染防止と施設利用のお知らせ（令和3年11月25日以降）

日ごろより当会館をご利用いただきましてありがとうございます。

栃木県教育会館のご利用に当たり、**栃木県の警戒度レベル「レベル1」**が発出されている**令和3年11月25日以降の期間**について、新型コロナウイルス感染防止対策のお願いと施設利用の留意事項等をお知らせしますので、ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

1 施設利用申請時の留意事項

- (1) 大ホール等の定員と**大声での歓声・声援等が想定される催し物（ロックコンサート、ポップコンサート、キャラクターショー等）**の収容人数は、次のとおりです。

	大ホール	楽屋 (和)	楽屋 (洋)	リハーサル室	小ホール	大会議室	中会議室	小会議室	ミーティングルーム
定員(人) 及び 大声がない場合	1,026	20	20	72	165	99	60	36	18
大声での発声が 伴う収容人数	513	10	10	36	82	49	30	18	9

- (2) 感染防止対策のお願いと施設利用について

（裏面の「イベント開催時における必要な感染防止策」もご覧ください。）

- ① 施設のご利用に当たり、密集を回避する方策や密な状況を発生させない工夫をお願いいたします。また、接触確認アプリ等もご利用ください。
- ② ご利用に当たっての感染防止対策が不十分な場合や感染拡大防止のため当会館が休館する場合などには、申請後であっても施設利用の中止又は停止をお願いすることがあります。その際、当会館は、施設利用の中止又は停止に伴う補償の責任を負いませんので、あらかじめご了承の上、お申し込みください。
- ③ 令和2年8月1日以降にご提出いただいた施設利用申請書につきましては、**感染防止理由の取消しや変更であってもキャンセル料等は通常の取扱いとなります**ので、ご承知くださいますようお願ひいたします。

2 施設利用時の留意事項

- (1) 感染拡大防止のため、利用者等に対して以下のことをご周知くださいますようお願ひいたします。

- ① 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ② 社会的距離の確保の徹底、特に催し物前後、休憩時及び飲食時の密接した会話の注意
- ③ 発熱（37.5℃以上もしくは平熱より1.5℃以上高い場合）の他、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐などの症状に該当する場合、利用を控えていただくこと
- ④ 感染防止チェックリスト等により、**利用者全員の健康状態の確認**

- (2) **利用者全員の氏名及び緊急連絡先を把握いただき、必要に応じて名簿等を作成してください。**なお、新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、情報提供をお願いすることがありますので、名簿等の取扱いや保管にご留意ください。

イベント開催等における必要な感染防止策 ①

項目	基本的な感染対策
①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	<ul style="list-style-type: none"> □飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる。 *大声を「客が、⑦通常よりもはるかに大きな音量で、④反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 *大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること *飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む *適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さんへ（新型コロナウイルス感染症）」参照
②手洗、手指・施設消毒の徹底	<ul style="list-style-type: none"> □こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施）。 □主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施
③換気の徹底	<ul style="list-style-type: none"> □法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上）の徹底 *室温が下がらない範囲での常時窓開けも可 *屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定 *必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討

イベント開催等における必要な感染防止策 ②

項目	基本的な感染対策
④来場者間の密集回避	<ul style="list-style-type: none"> □入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施 □休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や導線確保等の体制構築 <ul style="list-style-type: none"> *入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人が触れ合わない程度の間隔を確保する。 □大声を伴わない場合には、人と人との間隔を確保する（前後左右の座席との身体的距離の確保） <ul style="list-style-type: none"> *「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること
⑤飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> □飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底 □食事中以外のマスク着用の推奨 □長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エア以外（例：観客席等）は自粛 <ul style="list-style-type: none"> *発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保やマスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 □自治体等の要請を踏まえた飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）

イベント開催等における必要な感染防止策 ③

項目	基本的な感染対策
⑥出演者等の感染対策	<ul style="list-style-type: none"> □有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）の健康管理を徹底する。 <ul style="list-style-type: none"> *体調が悪いときは医療機関等に適切に相談 □練習時等、イベント開催前も含め、声を発する演者間での感染リスクに対処する。 <ul style="list-style-type: none"> *練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、演者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要 □出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）。
⑦参加者の把握等	<ul style="list-style-type: none"> □入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 <ul style="list-style-type: none"> *接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用 *原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底 □入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 <ul style="list-style-type: none"> *チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること □時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起

※上記に加え、県からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること